

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 18 号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成 3 年岩手県人事委員会規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第 2 条 給与条例第34条の 2 第 2 項及び給与等条例第28条の 2 第 2 項の人事委員会で定める額は、給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）別表及び管理職手当に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第17号）別表第 1 に掲げる区分、任期付職員条例第 7 条第 1 項の給料表の号給又は同条第 3 項の規定による給料月額並びに任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の号給又は同条第 4 項の規定による給料月額に応じ、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 管理職手当の支給を受ける職員が 4 時間以上勤務に従事した場合</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 教頭 4,000円</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第 2 条 給与条例第34条の 2 第 2 項及び給与等条例第28条の 2 第 2 項の人事委員会で定める額は、給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）別表及び管理職手当に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第17号）別表第 1 に掲げる区分、任期付職員条例第 7 条第 1 項の給料表の号給又は同条第 3 項の規定による給料月額並びに任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の号給又は同条第 4 項の規定による給料月額に応じ、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 管理職手当の支給を受ける職員が 4 時間以上勤務に従事した場合</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>副校長及び</u>教頭 4,000円</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。